



令和3年 (2021年) 7月21日(水)

No. 15459 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.jp/

目次

☆「強い中小企業」改革③

中小企業再生と出口戦略(M&A、事業譲渡) (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (6)

「強い中小企業」改革③

中小企業再生と出口戦略(M&A、事業譲渡)

吉備国際大学大学院知的財産学研究所 教授 生駒 正文
大阪経済法科大学法学部、経営学部講師(非常勤) 土井 典子

はしがき

わが国には2025年問題という課題が迫っている。人口分布におけるマスグループであるいわゆる「団塊世代」約800万人が75歳以上の後期高齢者となることにより、事業、医療、福祉等、社会の様々な分野に大きな影響を及ぼすことである。我が国の企業数に占める割合では99.7%超の中小企業において、

経営者の平均年齢は2019年1月調査において62.16歳であり、年齢分布の多い層は「60歳~64歳」、「65歳~69歳」、「70歳~74歳」にほぼ同程度に分散しており、2010年頃までは65歳までのいわゆる現役世代に年齢分布のピークがあったのとは異なる様相を呈しており、M&A、事業譲渡等も含めた事業承継は喫緊の課題であることは疑いない。

M&M 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門 京都 所員数 約200名 在籍弁理士 52名 www.miyoshipat.co.jp

Table listing staff members and their roles at M&M Miyoshi & Miyoshi. Columns include titles like 会長, 副会長, 所長, etc., and names of staff members.

一方、グローバル化、IT・デジタル化が進んだ成熟市場では、商品、サービス等のライフサイクルが漸次短縮化されるため、自社での開発、人材育成をすることは市場のスピードに間に合わない。その点、M&A、事業譲渡等を活用することで企業競争力の源泉となりうる、ノウハウ、人材、技術、優良な取引先ネットワーク等の知的資産も含めた経営資源を一挙に調達することも可能である。

また、M&A、事業譲渡等について、従来、我が国では米国等と比較して事例数が少ない上に、「乗取り」等、敵対的買収の例が喧伝されることが多かったため、概してマイナスイメージが強かったが、事例数の増加により、譲り渡し側はこれまでの事業の成果が評価され、譲り受け側は事業拡大の有効手段として、互いに取引できる市場が形成されつつあると肯定的に受け入れられる感覚も、徐々に浸透してきている。

そこで、「中小企業再生と出口戦略(M&A、事業譲渡)」では、M&A、事業譲渡等の定義と課題、大まかな流れ、手法の分類と各メリット、デメリット、中小企業の利点について考察し、活用の可能性について論じたい。

1. M&A、事業譲渡等の定義と中小企業における課題

M&AとはMergers(合併)&Acquisitions(買収)の略称であるが、会社法の定める組織再編(合併や会社分割)だけでなく株式譲渡、事業譲渡を含む各種手法による事業の引継ぎ、譲り渡し、譲り受け等、広く「組織」を取得することの包括概念として用いられている。

大企業と比較し中小企業の場合、M&A、事業譲渡等の実施に対する課題として、経験、知見が乏しい、事業における経営者個人のノウハウ、人脈等の属人性に負う割合が大きい、多額のコスト負担が困難である等の特有の要素が見受けられる。

しかし、近年、M&A、事業譲渡等を取り巻く環境が大きく変化し、これら中小企業特有の課題の解決が様々な方面から容易化しつつある。

例として、「事業承継・引継ぎ支援センター」のような公的支援機関により、無料で支援を受けられるようになったこと、また、民間のM&A専門業者等

が譲り渡し側、譲り受け側のマッチングをインターネット上で行うM&Aマッチングサイトで、比較的安価に相手先等の情報を得ることが可能になったことで、コストを低減化できるのみならず、経験、知見の不足を補うような多種多様な情報が入手しやすくなっている。

また、一昔前までは、事業運営がうまくいっていない、他企業を買い叩く等、譲り渡し側、譲り受け側双方にマイナスイメージが否めなかったが、東京商工リサーチの経営者対象の「10年前と比較したM&Aに対するイメージの変化」では、プラス方向に転じたのは買収について33.9%、売却について21.9%、一方、マイナス方向に転じたのは買収で3.9%、売却で7.6%となり、大きくプラス転換している。これは平均値であり、経営者の年齢層が若くなる程プラスイメージの割合が高く、さらに、地域傾向差もないことから、比較的保守傾向の強い地方においてもM&Aが受け入れやすくなってきていると分析されている。

2. M&A、事業譲渡の大まかな流れ

M&A、事業譲渡等の可能性を検討し始めたとしても、中小企業の経営者、とりわけ経験の無い者にとって単独で意思決定を行うのは容易ではない。そこで、第一段階として身近な支援機関に相談することとなる。

そうした、相談段階からの道筋として考えられるのは、以下の流れとなる。

①身近な支援機関への相談→②準備段階での意思決定→③相手先とのマッチング→④交渉→⑤基本合意の締結→⑥デュー・ディリジェンス→⑦最終契約の締結→⑧クロージング→⑨クロージング後の統合作業(PMI)

これらについて、M&A、事業譲渡等の主に譲り渡し側の観点から、個別に検討していく。

①において支援機関として、商工団体、金融機関、コンサルティング会社、顧問税理士、弁護士等の士業専門家、M&A専門業者等がある。さらに、平成23年から無料で相談できる公的支援機関として全国都道府県に「事業引継ぎ支援センター」が設置されているが、令和3年4月より、「事業承継・引継ぎ支援センター」として、更に利便性が向上し、事業

承継に関する相談、M&Aマッチング支援、事業承継計画策定支援、後継者人材バンク等、相談段階のみならず後の行程に至る幅広い支援を受けることが可能である。まずは直近3年分の税務申告書、決算書、勘定科目内訳明細書等の写しを用意し、いずれかの支援機関に相談すればよい。

一方、③の段階に備え、ノンネームシート(ティーザー)という譲り渡し側が特定されない形で、企業概要を簡単に要約した企業情報を準備することが必要であり、それに先立ち自社の事業、長所短所等の棚卸しや、情報整理及び株式、事業用資産等の整理、集約を、支援機関の助言を受けながら準備しておく。

次に、②で意思決定すべきは、①の結果M&A、事業譲渡等に着手するに当たり、仲介者、FA(フィナンシャルアドバイザー)を選定するか自社単独で行うかという点である。仲介者とは譲り渡し側、譲り受け側の当事者双方との契約に基づいてマッチング支援を行う機関であり、双方に対し助言等の支援を行うが、一方、FAは当事者の一方とのみ契約し、その契約に基づいて支援を行う点で異なる。中小企業のM&A、事業譲渡等の場合、FAより仲介者の方が多く用いられているのが実態であり、また、自社単独で完遂するのは、現実的な選択ではない。

③では、②で選定された仲介者、FAがロングシートと称される譲り渡し側の希望を取り入れた候補先リストに基づき、①で準備したノンネームシート(ティーザー)で打診を行う。それに対し関心を示した候補先をショートリストとして絞り込み、ここでNDA(秘密保持契約)を取り交わした上で、IM(Information Memorandum)と略称される企業概要書で、初めて相手方に詳細を開示することとなる。その内容は、会社概要等の基本情報、財務状況、経営戦略、主要取引先等のビジネス情報、ならびに自社を取り巻く業界動向等であり、これらに基づいて譲り受け側は、初期段階における譲り渡し側の評価を行う。

この段階での重要な留意点としてM&A、事業譲渡等においては、⑧クローリングまで関係者全員の守秘義務の遵守、ならびに秘密情報の徹底管理が挙げられる。漏洩により、取引先との関係悪化、従業員の退職、ひいてはM&A、事業譲渡等の計画そのものが頓挫しかねないからである。

次に、④ではショートリストの候補先から自社の目利き、仲介者、FAの助言等から優先順位を決めて、実際の交渉をしていく。IMその他開示された情報、独自調査等、また、中小企業では経営者個人の属人性が会社組織に占める割合が大きいことが通例であることから、トップ面談も重要な判断要素となり得ると考えられる。

ここまでの過程を経て交渉が双方の合意点に達し、今後の交渉先として相手方に絞る段階で⑤基本合意の締結を、MOU(Memorandum of Understanding)と称される基本合意書を取り交わすことで行う。そこに記載されるのは、独占交渉期間、取引の範囲、金額、秘密保持等について双方の了解事項の確認であり、基本的には法的拘束力がないものの、独占交渉期間、秘密保持等、一部の条項は法的拘束力を有する。

次の、⑥デュー・ディリジェンスとは、主に譲り受け側が、譲り渡し側に内在する課題、問題点や、M&A、事業譲渡等後の相乗効果等を調査、分析することである。具体的には、財務、法務、ビジネス、税務、労務等の実態について、相手方の情報等を基に独自で、また、士業専門家等、各種支援機関も駆使して実施することとなる。この調査の目的として、各種のリスク、特に隠れたリスクを見つけ出すことが肝要であるが、かけられるコストにより調査の密度は様々であり、特に中小企業の実務では、想定しうるリスク全般について調査することは少ない。

しかし、デュー・ディリジェンスが、M&A、事業譲渡等の成否に与える影響は多大であり、今後の事業に最重要なポイントを把握し、重点的に調査、分析することが求められる。

その結果、新たに発見された点、合意できていなかった事項等について再交渉し、最終合意に至れば、⑦最終契約の締結となる。ここで、最終契約に至る前にセカンドオピニオンとして、仲介者等支援機関に対し、特に、契約内容に関する助言を求めることも有効である。

なお、前段階のデュー・ディリジェンスをはじめ最終契約の締結、次段階のクローリングにおいて、M&A、事業譲渡等の内、どの手法が選択されたかにより留意点異なるが、各手法については次項で述べることとする。

⑧クロージングでは、株式等の譲渡や譲渡対価の支払いがされるとともに、タイミングを考慮した上で、譲り受け側が、譲り渡し側双方の関係者に対して公表される。その後、⑨クロージング後の統合作業(PMI)へと移行していくこととなる。PMI(Post-Merger Integration)とは、クロージング後の一定期間内に行う経営統合のことであり、登記変更、契約処理、業務体制の構築、引継ぎ等の膨大かつ困難な作業を意味する。M&A、事業譲渡等を成功させ相乗効果を発揮するには、PMIの巧拙が大きなカギを握ることとなる。

3. M&A、事業譲渡等の手法の分類と各メリット、デメリット

M&Aとは合併を意味するMergersと買収を意味するAcquisitionsの略称であるが、「組織」取得の包括概念として広義に用いられている。

実務上最も多く用いられるのが、買収の一手法である株式譲渡である。譲り渡し側の株主が譲り受け側に株式を売却することで、譲り渡し側の会社の法人格、財務状況に影響を及ぼすことなく、また、当該会社が得ている許認可やブランド力、取引先等も煩雑な手続きを要さず取得し、契約関係も通常そのまま支配権が移動する点がメリットである。ただし、未払い残業代等隠れた債務が存在する場合、デメリットが生じる。このような場合、買収を希望する事業のみを後述する会社分割や事業譲渡で切り出して取得することが可能である。

一方、事業譲渡は、譲渡対象事業を自由に選択できるため、隠れた債務等、不要な取引関係等を承継しないことが可能である。しかし、株式譲渡の場合とは対照的に、許認可、資産、労務関係等に個別に手続きが必要となり、また、契約関係も相手方の同意が必要となるなど、承継作業に手間を要することとなる。最も、中小企業の場合、これら個別案件が少ないことも多く、事業譲渡のデメリットが低減され得る。

なお、一部事業を分離して譲渡するもう一つの手法である会社分割には、吸収分割と新設分割の2種類がある。譲り渡し側の会社の当該譲渡事業に関する権利義務を、譲り受け側の会社が承継することを吸収分割といい、分割により新設した会社が承継す

ることを新設分割という。会社分割と事業譲渡の違いは、事業譲渡は取引行為であるため、譲渡事業の権利義務につき個別の承継を要するのに対し、会社分割は組織法上の行為であり、権利義務が譲り受け側の会社、または新設した会社が包括的に承継する点にある。

他方、合併は譲り渡し側と譲り受け側が一体化する手法であり、譲り渡し側の会社が消滅し、存続する譲り受け側の会社が権利義務を承継する吸収合併と、新たに設立する会社に権利義務を承継し、譲り渡し側と譲り受け側が共に消滅する新設合併がある。ただし、消滅会社が有していた事業の許認可等を新設会社が改めて手続きを要する等の負担から、実務上、新設合併は多く用いられない。吸収合併では、譲り受け側の権利義務を、許認可等を含め包括的に引き継ぐため負担は少ないものの、隠れた債務等のリスクをも引き受けることとなるため、株式譲渡の場合と同様、契約締結前のデュー・ディリジェンスの精度が一層求められる。

その他の手法には、譲り渡し側の会社の株主が所有する株式を、譲り受け側の会社からの金銭的対価(多くは譲り受け側の会社の株式)との交換で譲り受け側の会社に移転させ、譲り渡し側を譲り受け側の完全子会社化する株式交換がある。譲り受け側の会社の株式を対価とする場合、資金手当てを必要とせずに支配権を行使しうるメリットがあるが、株式換金の困難性から譲り受け側の同意が得にくい。

そして、資本・業務提携として、契約により譲り受け側が譲り渡し側の出資の一部を引き受ける資本提携や、同じく契約により製造委託、共同研究や販売協力を行う業務提携があり、双方の緩やかな協力関係を形成する手法がある。この手法は、将来のM&A、事業譲渡等の前段階としても活用することが可能である。

これらの手法は、長短取り混ぜて自社の適合性を検討する必要があるが、中小企業の場合、事業譲渡と株式譲渡の手法が概ね拮抗する形で全体の8割を占めており、残りの2割の内の大勢を合併(吸収合併)が占めているのが2017年の三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査で見取れる。

4. M&A、事業譲渡等における中小企業の利点

M&A、事業譲渡等には、多くの事業にも増して一層のスピードと決断が求められる。しかしながら、近年のわが国のグローバル市場での位置づけの後退は、意思決定の遅れによる機会損失に主な要因がある、との指摘が多くなされている。

一方、中小企業では事業における経営者個人の属人性に負う割合が比較的大きいこと、会社を取り巻くステークホルダーが少ないことから、グローバル企業の経営者同様に、トップダウン式の迅速な経営判断を下す環境に恵まれやすい。

ヒト、もの、金、情報等の経営資源が乏しい傾向にある中小企業だが、一方では、それらを引き継ぐM&A、事業譲渡等において、最も困難な過程とされるクロージング後の統合作業(PMI)の負担も少なく、とりわけ事業譲渡での最大の難点が解消することで効果を発揮する。

また、M&A、事業譲渡等の市場拡大により、無料で広範囲の支援を行う公的機関である事業承継・引継ぎ支援センターの存在や、有償である民間のM&A事業者の提供するM&Aプラットフォーム、マッチングサイト等のサービスも、IT化により安価で多くの選択肢が拡充されている。したがって、資金力等から躊躇しがちであった中小企業にも、M&A、事業譲渡等に参入する道が開かれ、道幅は徐々に拡大してきていると思われる。

おわりに

我が国の企業の内99.7%を超える中小企業において、M&A、事業譲渡等が活性化せず廃業が増加するようなことになれば、多くの雇用が失われてしまうのみならず、技術、ノウハウ、社会インフラ等の生活基盤にまでその影響が波及する。

また、2019年調査の中小企業の「休廃業・解散企業動向調査」(東京商工リサーチ)では、売上高経常利益率が20%以上の企業が5.6%、10%以上の企業が14.5%に及び、一定程度の業績を上げながらも休廃業・解散に追い込まれ、貴重な経営資源がみすみす失われている中小企業の現状が明らかである。

M&A、事業譲渡等を取り巻く環境が好転してきている今、一層の活用促進が、社会から中小企業に

求められていると考える次第である。

経営者にとって、M&A、事業譲渡の戦略を検討の際、社会的価値創造という原点をわすれずM&A、事業譲渡の目的を明確にする。自社の目的に合わせてM&A・事業譲渡戦略を堅実に実行する。M&A、事業譲渡戦略の立案は、入念な準備と構築が必要である。

【参考文献】

1. 長谷川 佐喜男 著『アフターコロナの戦略的事業承継「M&A」』(株)中央経済社(2020.11.10)
2. 小本 恵照、尾関 純 編著『すらすら図解M&Aのしくみ』(株)中央経済社(2019.9.20)
3. 久禮 義継 著『スモールM&Aの教科書』(株)中央経済社(2019.9.20)
4. 加藤 真朗 著『弁護士・公認会計士の視点と実務 中小企業のM&A』日本加除出版(株)(2018.9.25)
5. 知的資産経営教育協議会 編『知的資産経営入門講座』(株)マスターリンク(2018.7.31)

【WEB】

1. 「中小企業白書(2021年度版)」中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>
2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構HP
<https://jsfsmrj.go.jp/>

—つづく—

②は6月11日付に掲載

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2021年6月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
KNP特許法律事務所(韓国)

弁理士 金 成鎬

6月は、韓国特許庁の調査によって、韓国の特許の無効率が日本のその3倍近く依然として高いことに関する記事を紹介する。

27日付ソウル経済によると、27日、韓国特許庁によると、2016年から2020年までの5年間の平均特許無効率は47.3%と集計された。特許登録無効審判で2件に1件は無効判断が出る計算だ。これは、日本の2019年の特許無効率(16%)に比べて3倍近い。韓国の特許出願の規模が世界5位以内に入るほど成長したが、依然として質的な面では先進国の水準に及ばないというわけだ。

産業銀行と企業銀行が出資して設立した特許管理会社(NPE)クレヨンIPは、2017年3月から債務超過に陥っていたパンテックと韓国IT企業のスマートフォン関連の特許を取得し始めた。グローバル企業を相手に特許訴訟を起こして収益を上げるという狙いだった。クレヨンIPは、自社が保有しているパンテックの特許5件を含む合計6件の特許をアップルが侵害したと主張し、同年、総額32億ウォン規模の損害賠償請求訴訟2件をソウル中央地裁に起こした。

これに対しアップルは、当初、「クレヨンIPの特許自体に問題がある」とし、特許審判院に無効審判を請求して対抗した。結論はアップルの勝利だった。アップルは、6件の訴訟いずれも特許審判院と裁判所で勝訴しており、クレヨンIPが問題視した特許は無効化された。結局、両国策銀行は訴訟で敗れ、保有していた特許まで「紙屑」になり、莫大な損失だけを抱え込む羽目になった。

ずさんな審査で量産された「質の低い特許」が後になって無効化される事例が相次いでいる。この5年間の特許無効率が平均50%近くに迫るほどだ。問題は、特許無効率が特許法院や大法院を経て、さらに高まっていることだ。国家が公認する特許が手のひらを返すように結果が変わり、特許を登録しても無意味であるとか、特許権を侵害しても「後で無効化させればよい」といった「特許無用論」が台頭する理由に挙げられる。大半の特許紛争では、進歩性が無効かどうかを決定付ける争点となっている。6対0の圧勝を記録したアップル事件が代表的な事例で、6件の特許全てが進歩性の問題で無効化された。

《訴訟関係》

- ▲1日、関連業界によると、韓国のサムスン電子は、現地時間で5月の1ヵ月間、米国地方裁判所において5件の特許侵害訴訟(Patent Infringement)で訴えられたことが分かった。5件の訴訟は全てテキサス地方裁判所だけで受け付けられたが、地域別では、東部(Eastern)が4件、西部(Western)が1件だ。紛争の対象は、サムスン電子が世界1位を固守しているスマートフォン、TV、メモリー半導体などであり、最近グローバル市場の拡大を狙っているシステム半導体分野でも訴訟が起きている。2020年に米国で40件余りの特許訴訟を受けたサムスン電子は、今年はずわか5ヶ月で昨年の半分を越える23件の事件で「被告(Defendants)」となった。(1日 ニ1)
- ▲3日、米国カリフォルニア州の裁判所などによると、韓国の現代自動車・起亜は5月28日、台湾の部品メーカーTYCブラザーを相手に、デザイン特許訴訟(事件番号:21-CV-00966)を提起した。(4日 グル)
- ▲LGの無線充電の特許を買入れたグローバル特許管理専門会社(NPE)スクラモジテクノロジー(scramoge technology)が、アップルを相手に特許侵害訴訟を提起した。サムスン電子に続いてアップ

- ルに訴訟を提起し、類似の訴訟が拡大している。8日、業界によると、スクラモジは去る7日、米国テキサス州西部地区連邦地方裁判所にアップルを提訴した。(9日 グル)
- ▲10日に業界が発表したところによると、韓国のサムスンディスプレイは今年の5月末、日本のディスプレイ企業JOLEDとの交渉を通じ、両社が絡んだ全ての特許侵害訴訟を取り下げを決定したという。対象には、米国テキサス州西部地区連邦地方裁判所に係争中の訴訟3件をはじめ、米国際貿易委員会(ITC)1件、ドイツマンハイム地方裁判所1件の合計5件の個別訴訟が含まれていることが確認された。サムスンディスプレイの関係者は、「今年5月末を境にJOLEDと全ての訴訟を取り下げることで合意し、実際に全て終了した」と説明した。(10日 ニ1)
 - ▲韓国のソウル半導体は、米国最大の自動車部品プラットフォーム運営会社であるオニックスを相手に行った特許侵害訴訟で勝訴したと、14日明らかにした。(15日 朝鮮)
 - ▲16日、業界によると、米国のベンチャー企業アドバンスドシリコングループは11日、国際貿易委員会(ITC)に韓国のハンファキューセルを相手に、太陽光セル・モジュール製品に対する特許侵害を主張し、米国関税法337条違反の疑いで訴状を提出した。(16日 ニ1)
 - ▲17日付のLG電子グローバルニュースルームによると、去る8日に、LG電子がドイツのデュッセルドルフ地方裁判所において中国のスマートフォン製造メーカーであるTCLを相手に提起した「LTE標準特許」侵害禁止訴訟で勝訴した。業界では、LG電子の携帯電話事業撤退の決定を受け、LG電子が、特許ライセンス契約を締結していないグローバルスマートフォンメーカーを相手に特許訴訟を活発に起こすものと見ている。(18日 毎経)
 - ▲韓国のチョンホナイスによると、特許法院第2部は去る18日、韓国のコーウェイがチョンホナイスを相手取り提起した特許登録無効訴訟において、チョンホナイスの特許を認める判決を下した。チョンホナイスは去る2014年、コーウェイを相手取り氷浄水器の特許侵害訴訟を提起した。その後、2015年にソウル中央地裁はチョンホナイスの主張を受け入れ、コーウェイに関連製品の設備を廃棄し、損害賠償請求額100億ウォンの賠償を命じる判決を下した。(22日 ニシ)
 - ▲今年上半期、59のジェネリック社が9つの特許に対して新たに特許挑戦を行った。特にエンレスト(Entresto)とデユカブ(Dukarb)特許に集中している形である。二つの特許の攻略に乗り出した企業数は、それぞれ21社、44社に達する。(22日 デイ)
 - ▲米国連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)は去る28日(現地時間)、米国スマートTV技術メーカー「テレビアンドゴー(TVnGO)」が米国ニュージャージー州地区連邦地方裁判所の特許無効判決を再検討してほしいと提起した控訴を棄却した。これで、約4年間続いてきたLG電子とテレビアンドゴーとの間の特許紛争に決着がついた。(30日 グル)

《立 法》

- ▲最近、韓国特許庁主管で開かれた「韓国型証拠収集制度改善のための特許法改正意見収集懇談会」において、参加企業は韓国型証拠収集制度の早期導入を求めた。昨年11月、韓国ベンチャー企業協会がベンチャー企業を対象に行った関連アンケート調査によると、アンケートに参加した141社中110社(78%)が制度導入に賛成した。(15日 電子)
- ▲韓国特許庁は、デザイン物品分類体系を7月1日からロカルノ国際分類をベースにした「新韓国分類体系(LUC)」に全面的に切り替えると30日明らかにした。(30日 ニシ)

《行 政》

- ▲韓国特許庁は、特許(実用新案・デザイン・商標)権を保有している権利者に、「年次(更新)登録案内書」を住所地ではなく、特許(登録)者本人名義のスマートフォンに発送するモバイル電子通知サービスを導入することにし、関連システムを構築すると2日明らかにした。(2日 ファ)
- ▲韓国特許庁は、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)と共に、ロシアのモスクワ、メキシコのメキシコシティに海外知的財産センター(IP-DESK)を新設し、1日から運営すると明らかにした。IP-DESKは現

在、米国、中国、日本、ドイツ、ベトナム、タイ、インド、インドネシア、フィリピンなど9カ国の15のKOTRA貿易館に設置されており、輸出企業の各種知的財産権に関連して生じる課題を現地で迅速に解消するよう支援している。(2日 聯合)

▲韓国特許庁は、新型コロナウイルス感染症のワクチン分野の特許出願を、23日から1年間、優先審査の対象に指定すると22日明らかにした。(22日 聯合)

《その他》

▲3日、韓国特許庁は、米国AI開発者のスティーブン・セラー氏(出願人)が、発明者をAIである「ダブス(DABUS)」と表示した国際特許出願を国内に出願したと明らかにした。韓国特許庁は、「自然人ではないAIを発明者に記したのは特許法に違反するので、自然人に発明者を修正するように」という補正要求書を通じた。(4日 毎経)

▲韓国の情報分析サービス企業であるクラリベイトとKAIST革新戦略政策研究センター(CISP)が最近発刊した報告書「グローバルAI革新競争：現在と未来」によると、去る2010~2019年に韓国が出願したAI発明特許件数は合計6,317件と集計された。報告書が挙げた主要10カ国の中では、中国(9万1,236件)、米国(2万4,708件)、日本(6,754件)などに次ぐ4位だ。(4日 ハン)

▲7日、韓国特許庁によると、2020年の第4次産業革命関連技術の特許は合計2万503件が出願され、前年の1万8,443件に比べて11.2%増加した。(8日 ニシ)

▲13日、韓国特許庁によると、知的財産先進5カ国(日本・米国・欧州・中国・韓国)の特許動向調査(2011~2020年)の結果、高性能有機発光ダイオード(OLED)ディスプレイ駆動の核心である補償及び補正技術において、韓国が圧倒的な1位(5千384件・43%)であり、中国が2位(3千273件・26%)、日本が3位(2千433件・20%)、米国が4位(567件・5%)であった。(13日 聯合)

▲5月22日に韓米の首脳が「韓米ミサイル指針終了」に合意した中で、14日、韓国特許庁によると、最近5年間(2016~2020年)に出願されたミサイル関連の特許が162件に達することが分かった。(14日 聯合)

▲韓国の25の科学技術界の出捐研究所を管掌する国家科学技術研究会(NST)は17日、ここ5年間(2016~2020年)の出捐研究所の技術移転事業化成果の分析結果を発表した。出捐研究所の技術料特許成果が相対的に優れているというのが主な内容だ。しかし、大韓弁理士会が特許等級評価システムを通じ、今年19の出捐研究所が特許庁に登録した384件の特許を分析したところ、韓国国内の特許はほとんどが「休眠特許」だった。446人の弁理士が出捐研究所が出願した特許の有効性・範囲・強度を基準に特許を10等級に区分したところ、最も優秀な1等級の特許は1つもなかった。2等級の特許は1件(0.3%)、3等級の特許は25件(6.5%)だった。半分以上が5等級(174等級、45.3%)、6等級(48等級、12.5%)だった。(17日 中央)

▲27日、韓国特許庁によると、2016年から2020年までの5年間の平均特許無効率は47.3%と集計された。(27日 ソ経)

▲30日、企業評価サイトのCEOスコアが、韓国国内500の企業の2016年から2021年6月10日までの特許登録の内訳を調査した結果、特許を最も多く登録したのはサムスン電子で、最近5年間余りで2万件近い特許を出願したことが分かった。グループ別では、LG電子、LG化学などを保有するLGグループがサムスンを抜いて1位についた。(30日 聯合)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、聯合：聯合ニュース(聯合ニュース社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社)、グル：ザ・グル(ザ・グル社)、ニシ：ニューシス(ニューシス社)